

木更津市経営革新計画承認事業者奨励金のお知らせ

木更津市では、中小企業等の経営革新の促進を図るため、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等に対し、予算の範囲内において木更津市経営革新計画承認事業者奨励金（以下「奨励金」といいます。）を交付する制度を設けています。ぜひご利用ください。

■奨励金の交付対象者

法第8条第1項の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等で、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 市内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

■奨励金の額

5万円

※ 同一の経営革新計画に対する奨励金の交付は、1回限りとなります。

■奨励金の交付申請

奨励金の交付申請は、木更津市経営革新計画承認事業者奨励金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 承認を受けた経営革新計画の写し
- (2) 経営革新計画の承認書の写し
- (3) 市内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有することが確認できる書類
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

【注意事項】

- ① 申請は、経営革新計画の承認を得た日の属する年度の末日までにしてください。
例) 平成29年1月30日承認の場合、平成29年3月31日までに申請
- ② 奨励金は、年度予算の範囲内での交付となります。このため、年度途中であっても、当年度分の受付を終了する場合があります。

■奨励金の交付請求

審査、交付決定の後、交付請求書を提出してください。

【問い合わせ】

木更津市経済部産業振興課商工労政担当

〒292-8501 木更津市富士見1-2-1 木更津市駅前庁舎8階

電話 0438-23-8460 FAX 0438-23-0075

E-mail sangyou@city.kisarazu.lg.jp